

避難場所、避難所開設の手順 【公民館編】

1 避難場所・避難所について

種 別	開設の基準
避難場所	災害から身を守るために緊急的に避難する場所
避難所	災害の危険がなくなるまで必要期間滞在し、または災害によって自宅に戻れなくなった者が一時的に滞在する場所

2 避難場所、避難所開設の基準について

種 別	避難の基準
地震発生の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 震度5弱以上の地震が発生したとき ・ 自主避難が開始されたとき
風水害等の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒レベル3「<u>高齢者等避難</u>」、警戒レベル4「<u>避難指示</u>」が発令されたとき <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ★千曲川の杭瀬下水位観測所の水位から判断 <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3・・・水位が4.0mを超える恐れまたは超えた場合 警戒レベル4・・・水位が5.0mを超える恐れまたは超えた場合 ★土砂災害発生の恐れによる判断 <ul style="list-style-type: none"> 警戒レベル3・・・大雨警報（土砂災害）が長野气象台より発表され、降雨が長時間 警戒レベル4・・・土砂災害警戒情報が長野県及び長野气象台から発表された場合 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自主避難が開始されたとき <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>公民館の地元住民から、「災害の恐れがある」、「身の安全を最優先にしたい」など、住民からの要望で区が判断し設置する場合</p> </div>

3 避難場所の開設手順について

避難場所の開設までについては、以下の手順で行います。

開設基準の災害等が発生	<ul style="list-style-type: none"> 指定された市職員及び施設管理者は避難場所に参集
○主担当は公民館職員、市からは参集職員から1～2名を避難所へ派遣（保健師除く）	
避難場所の点検	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全点検 安全性に疑問がある場合は、市災害対策本部に確認
○外壁等の損傷、電気、水道、ガスなど点検	
避難場所の開設準備	<ul style="list-style-type: none"> 受付の用意 避難者の受入れスペースの確認 一般避難者と要配慮者用スペースの割り振り、運営上必要となるスペースの確保（場所ごとに貼り紙などで明示） 備蓄品の確認 避難場所看板を掲示
○受付簿、筆記用具、体温計、机などの用意	
避難場所開設の報告	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受入れ開始を災害対策本部へ連絡
○受け入れ準備完了の連絡	
避難者の受入れ	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の受付、検温、健康状態の確認 避難者の人数・構成に応じた割り振り ペットの対応 避難者へ協力の依頼 避難者の誘導、駐車場で車の誘導、要配慮者避難の手伝い、受付時の検温などの手伝い
○避難者の受付、集計	コロナウイルスの感染者、濃厚接触者の避難は別の場所へ
避難者名簿の作成	<ul style="list-style-type: none"> 避難者受付名簿（12ページ）により避難者数を把握 避難者数を災害対策本部へ報告 避難者カード（13ページ）を受付時に配布し記入を依頼
○受付簿により避難者カードを作成（避難者が記入⇒回収、保管）	
備蓄品の確認・配布	<ul style="list-style-type: none"> 必要な備蓄品等を確認 備蓄品（毛布）の配布 不足する場合は市災害対策本部に要請 要配慮者など必要度の高い方を優先するなど配慮
○毛布、パーテーションなどの資機材は今後配布⇒公民館で保管	
避難場所のレイアウト確認	<ul style="list-style-type: none"> 避難者の健康管理 避難者ごとのレイアウトの確認

住宅へ戻れない避難者がいる場合は、避難所をある程度定めて開設

4 避難場所での対応について

(1) 避難者の対応

- 避難者は、災害により動揺、混乱
- 情報が欲しい、家が心配
- 安全、快適に避難したい
- ペットと避難 など

情報・・テレビ、ラジオ、インターネットなどによる情報
要望・・共同生活への協力依頼
地元住民の協力依頼
施設のフル活用
資機材など本部から提供

(2) 災害対策本部への報告

- 避難者数の報告
- 避難者の状況報告

毛布などの資機材や非常食の提供の目安
避難者の安全確保

(3) 避難者情報の開示

避難者の個人情報の第三者への提供は、原則、本人同意が必要です。

訪問及び電話で問い合わせがあった際には、本人に確認した後に問い合わせ者に避難者から連絡をとることを伝え、直接取り次がないこととします。

その際に、問い合わせ者の電話番号の聞き取りをしてください。

